食事の委託（外部搬入）要件確認票

調理業務の全部委託…「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）の2から6までの条件を遵守すること。

食事の外部搬入…認可基準条例第16条の規定によること。

１　受託業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 名称 |
| 業務委託の場合 |  |  |
| 外部搬入の場合 |  |  |

２　要件の確認

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 必要な要件 | 確認方法  （契約書の該当条文等  を記載） | 適合  状況  （○・×） |
| 調理室 | 施設内の調理室を使用して調理させること。 |  |  |
| 栄養面の配慮 | 家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等栄養士による必要な配慮が行われる。 |  |  |
| 安全面の配慮 | アレルギー、アトピー等に配慮された食事の提供ができること。 |  |  |
| 施設の行う業務 | 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果し得るような体制を確保すること。また、そのような契約の内容であること。 |  |  |
| 受託事業者に対して、家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識させること。 |  |  |
| 利用乳幼児の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおりに作成されているか事前に確認すること。 |  |  |
| 献立表に示された食事内容の調理等について、現場作業責任者に必要な事項の指示を与えること。 |  |  |
| 毎回、検食を行うこと。 |  |  |
| 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。 |  |  |
| 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。 |  |  |
| 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を策定すること。 |  |  |
| 受託業者について | ①　家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養素が確保される調理を行うものであること。 |  |  |
| ②　調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。 |  |  |
| ③　受託業務に関し、専門的な立場から必要な指示を行う栄養士が確保さえているものであること。 |  |  |
| ④　調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。 |  |  |
| ⑤　調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。 |  |  |
| ⑥　調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。 |  |  |
| ⑦　不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。 |  |  |
| 業務の委託契約 | 施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。  なお、その契約書には、「受託業者について」の①、④、⑤及び⑥に係る事項及び次に掲げる事項を明確にすること。 |  |  |
| 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。 |  |  |
| 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと家庭的保育事者等が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても家庭的保育事業者等側において契約を解除できること。 |  |  |
| 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。 |  |  |
| 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため家庭的保育事業者等に損害を与えた場合は、委託業者は家庭的保育事業者等に対し損害賠償を行うこと。 |  |  |

※外部搬入のときは、食育計画を添付すること。